

令和7年 第7回
幕別町選挙管理委員会議案

令和7年7月20日 13:30

幕別町役場 応接室

幕別町選挙管理委員会

[審議議案一覧]

議案第28号 幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例の申し出について

議案第29号 幕別町選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

その他

【参考】選挙当日有権者数及び期日前投票者数について

(投票所の巡回)

議案第28号 幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例の申し出について

幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年条例第9号）の一部を次のように改正するよう幕別町長に申し出する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条及び第11条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第28号 説明資料

幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 (令和3年3月19日 条例第9号) 第1条～第7条 略 (選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 第9条及び第10条 略 (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続) 第11条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じ	○幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 (令和3年3月19日 条例第9号) 第1条～第7条 略 (選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 第9条及び第10条 略 (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続) 第11条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じ

現 行 条 例	改 正 条 例
て得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。 第12条 略	て得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。 第12条 略

議案第29号 幕別町選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

幕別町選挙事務取扱規程（昭和63年選挙管理委員会規程第5号）の一部を次のように改正する。

第129条第1号ハ中「12,000円」を「23,000円」に改め、同号ニ中「1,000円」を「1,500円」に、「3,000円」を「4,500円」に改め、同号ホ中「500円」を「1,000円」に改め、同条第3号イ中「(1)のイ及びロ」を「第1号イ及びロ」に改め、同号ロ中「10,000円」を「20,000円」に改め、同条第4号イ中「10,000円」を「15,000円」に改め、同号ロ中「15,000円」を「20,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規程による改正後の幕別町選挙事務取扱規程第129条の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

幕別町選挙事務取扱規程の一部を改正する規程 新旧対照表

現 行 規 程	改 正 規 程
○幕別町選挙事務取扱規程 (昭和63年4月1日 選挙管理委員会規程第5号) 第1条～第128条 略 (実費弁償及び報酬の額) 第129条 法第197条の2《実費弁償及び報酬の額》の規定により委員会が管理する選挙における選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額は、次に掲げる額とする。 (1) 選挙運動に従事する者1人に対して支給することができる実費弁償の額 イ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じて旅客運賃等により算出した実費額 ロ 車賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額 ハ 宿泊料 (食事料2食分を含む。) 1夜につき<u>12,000円</u> ニ 弁当料 1食につき<u>1,000円</u>、1日につき<u>3,000円</u> ホ 茶菓料 1日につき<u>500円</u> (2) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額 イ 基本日額 10,000円 ロ 超過勤務手当 1日につき基本日額として支給する額の5割 (3) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額 イ 鉄道賃及び車賃 (1)のイ及びロに掲げる額 ロ 宿泊料(食事料を除く。) 1夜につき<u>10,000円</u> (4) 選挙運動に従事する者(法第197条の2第2項の規定により報酬を支給す	○幕別町選挙事務取扱規程 (昭和63年4月1日 選挙管理委員会規程第5号) 第1条～第128条 略 (実費弁償及び報酬の額) 第129条 法第197条の2《実費弁償及び報酬の額》の規定により委員会が管理する選挙における選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額は、次に掲げる額とする。 (1) 選挙運動に従事する者1人に対して支給することができる実費弁償の額 イ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じて旅客運賃等により算出した実費額 ロ 車賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額 ハ 宿泊料 (食事料2食分を含む。) 1夜につき<u>23,000円</u> ニ 弁当料 1食につき<u>1,500円</u>、1日につき<u>4,500円</u> ホ 茶菓料 1日につき<u>1,000円</u> (2) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額 イ 基本日額 10,000円 ロ 超過勤務手当 1日につき基本日額として支給する額の5割 (3) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額 イ 鉄道賃及び車賃 第1号イ及びロに掲げる額 ロ 宿泊料(食事料を除く。) 1夜につき<u>20,000円</u> (4) 選挙運動に従事する者(法第197条の2第2項の規定により報酬を支給す

現 行 規 程	改 正 規 程
ることができる者に限る。) 1人に対し支給することができる報酬の額 イ 選挙運動のために使用する事務員 1日につき<u>10,000円</u> ロ 専ら法第141条《自動車、船舶及び拡声機の使用》第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記(法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。)のために使用する者 1日につき<u>15,000円</u> 第130条～第135条 略	ることができる者に限る。) 1人に対し支給することができる報酬の額 イ 選挙運動のために使用する事務員 1日につき<u>15,000円</u> ロ 専ら法第141条《自動車、船舶及び拡声機の使用》第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記(法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。)のために使用する者 1日につき<u>20,000円</u> 第130条～第135条 略

【参考】選挙当日有権者数及び期日前投票者数について

投票区	投票所	07・07・02(選挙時)			転入			出生			表示登録			転出(△)			死亡(△)			その他			転居			07.07.20(選挙期日)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	幕別町役場	841	944	1,785										4	4	8										837	940	1,777
2	幕別町保健福祉センター	1,020	1,132	2,152										3	3	6	2	2	4							1,015	1,127	2,142
3	糠内コミュニティセンター	180	165	345													1	1								180	164	344
4	途別ふれあい交流館	238	248	486																						238	248	486
5	札内コミュニティプラザ	1,605	1,877	3,482										1	4	5	2	3	5							1,602	1,870	3,472
6	暁町近隣センター	792	882	1,674										2	1	3	1		1							789	881	1,670
7	札内南コミュニティセンター	1,003	1,229	2,232										3	4	7		1	1							1,000	1,224	2,224
8	若草町近隣センター	976	1,231	2,207										2	3	5	1	2	3							973	1,226	2,199
9	北栄町近隣センター	901	1,013	1,914										8	3	11										893	1,010	1,903
10	札内北コミュニティセンター	1,874	2,085	3,959										4	4	8		1	1							1,870	2,080	3,950
11	忠類コミュニティセンター	650	648	1,298										1		1		1	1							649	647	1,296
計		10,080	11,454	21,534										28	26	54	6	11	17							10,046	11,417	21,463
登録者計														抹消者計 71										前回比		△ 34	△ 37	△ 71

選挙当日有権者数・投票用紙交付数調書

2025/7/20 6:40

投票区	投票所	選挙当日の名簿登録者数			失権者			期日前投票を行った者のうち選挙期日までに選挙権を有しなくなった者			選挙当日の有権者数			投票用紙の交付数	不在者投票数						点字投票用紙	仮投票用封筒	※参考 期日前投票者数	
															選挙区			比例代表					選挙区	比例代表
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計		計	計								
1	幕別町役場	837	940	1,777	-	-	0	-	-	0	837	940	1,777	1,100	3	7	10	3	7	10	3	3	649	649
2	幕別町保健福祉センター	1,015	1,127	2,142	-	-	0	-	-	0	1,015	1,127	2,142	1,400	4	6	10	4	6	10	3	3	791	791
3	糠内コミュニティセンター	180	164	344	-	-	0	-	-	0	180	164	344	300	1	2	3	1	2	3	2	2	113	113
4	途別ふれあい交流館	238	248	486	-	-	0	-	-	0	238	248	486	400	3	2	5	3	2	5	2	2	251	251
5	札内コミュニティプラザ	1,602	1,870	3,472	-	1	1	-	-	0	1,602	1,869	3,471	2,300	12	9	21	11	9	20	3	3	1,206	1,206
6	暁町近隣センター	789	881	1,670	2	-	2	-	-	0	787	881	1,668	1,100	-	3	3	-	3	3	3	3	563	563
7	札内南コミュニティセンター	1,000	1,224	2,224	-	-	0	-	-	0	1,000	1,224	2,224	1,400	15	15	30	15	15	30	3	3	741	741
8	若草町近隣センター	973	1,226	2,199	-	-	0	-	-	0	973	1,226	2,199	1,400	3	8	11	3	8	11	3	3	712	712
9	北栄町近隣センター	893	1,010	1,903	-	-	0	-	-	0	893	1,010	1,903	1,200	2	5	7	2	5	7	3	3	516	516
10	札内北コミュニティセンター	1,870	2,080	3,950	-	-	0	-	-	0	1,870	2,080	3,950	2,500	10	4	14	10	4	14	3	3	1,104	1,104
11	忠類コミュニティセンター	649	647	1,296	-	-	0	-	-	0	649	647	1,296	900	4	3	7	4	3	7	3	3	527	527
計		10,046	11,417	21,463	2	1	3	0	0	0	10,044	11,416	21,460	14,000	57	64	121	56	64	120	31	31	7,173	7,173

在外選挙人名簿登録者数及び有権者数

投票区	投票所	選挙当日の名簿登録者数			失権者			期日前投票を行った者のうち選挙期日までに選挙権を有しなくなった者	選挙当日の有権者数				在外公館投票数							
		男	女	計	男	女	計		男	女	計		選挙区			比例代表				
													男	女	計	男	女	計	男	女
1	幕別町役場	4	11	15	-	-	0	-	-	0	4	11	15		1	3	4	1	3	

R4.6.23~R4.7.9
参議院議員通常選挙 期日前投票者数（選挙区）

	6月23日	6月24日	6月25日	6月26日	6月27日	6月28日
役場	36	45	53	33	63	50
忠類	14	10	21	12	14	20
札内	88	140	144	141	148	152
計	138	195	218	186	225	222
	6月29日	6月30日	7月1日	7月2日	7月3日	7月4日
役場	45	67	46	51	61	67
忠類	9	25	12	18	13	32
札内	175	132	155	211	252	178
計	229	224	213	280	326	277
	7月5日	7月6日	7月7日	7月8日	7月9日	投票所別
役場	100	98	90	130	175	1,210
忠類	39	38	46	47	56	426
札内	258	287	316	320	672	3,769
計	397	423	452	497	903	5,405
総計 5,405 実際に使用したのは0,000(在外)						有権者数
						22,204
						投票率 24.34%

R7.7.4~R7.7.19
参議院議員通常選挙 期日前投票者数（選挙区）

	7月3日	7月4日	7月5日	7月6日	7月7日	7月8日
役場		56	53	43	55	58
忠類		18	8	19	15	12
札内		145	154	176	135	161
計	0	219	215	238	205	231
	7月9日	7月10日	7月11日	7月12日	7月13日	7月14日
役場	50	85	78	88	99	118
忠類	11	25	29	27	35	25
札内	206	218	240	314	392	354
計	267	328	347	429	526	497
	7月15日	7月16日	7月17日	7月18日	7月19日	投票所別
役場	142	129	131	148	247	1,580
忠類	43	60	46	69	81	523
札内	389	433	451	501	801	5,070
計	574	622	628	718	1,129	7,173
総計 7,173 実際に使用したのは0,000(在外)						有権者数
						21,475
						投票率 33.40%